

公益社団法人山形県看護協会災害見舞及び慶弔見舞に関する規定

(目 的)

第1条 本会の事業として会員の福祉を図ることを目的とする。

(給付の種類及び給付額)

第2条 給付の種類及び給付額は、次のとおりとし、管理運営会議において決定する。

(1) 火災による罹災の場合 (会員のみ対象)

災害見舞金

全 焼	20,000 円
半 焼	10,000 円

(2) 風水害及び震災による罹災の場合 (会員のみ対象)

災害見舞金

住居の全壊	20,000 円
住居の半壊又は傾斜	10,000 円
床上浸水	10,000 円

(3) 死亡の場合

1) 現役員 (理事及び監事)・会員

① 弔電

② 香典

会員歴 10年未満の者	10,000 円
10年～20年未満の者	20,000 円
20年以上	30,000 円

③ 生花

会員歴 10年以上の者	一基
-------------	----

2) 旧会員

① 弔電

3) 旧会長及び名誉会員

① 弔電

② 生花 一基

(4) 叙勲等を受賞した場合

1) 祝賀会などに本会の代表者が出席する場合 祝金 10,000 円

(5) その他

(1)～(4)に該当しない場合は、会長に一任する。

(給付の制限)

第3条 報告が事実と異なった場合には、不給付又は減額をすることができる。

(申 請)

第4条 給付の申請は、次のとおりとする。

(1) 現会員

① 災害見舞金は、様式1により申請する。

② 香典は、亡くなった会員の家族・知人または旧会員が所属していた施設の代表者等が、様式2により申請する。

(2) 旧会員

① 弔電は、亡くなった非会員の家族・知人または旧会員が所属していた施設の代表者等が申請する。但し、死亡が新聞に掲載されるも申請がない場合は、事務局職員が申請する。

(規定の改廃)

第5条 この規定の改正又は廃止は、理事会において決定する。

附 則

この規定は平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 23 年 10 月 25 日から施行する。

この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

この規定は令和 6 年 9 月 10 日から施行する。